## 佐賀県告示第 146 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成30年3月23日から平成30年4月23日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江北芦刈線	杵島郡江北町大字佐留志字二本松 1928 番 2 地先から 杵島郡江北町大字惣領分字四本松 1685 番 1 地先まで	平成 30. 3. 23
	杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2113 番 1 地先から 杵島郡江北町大字佐留志字三本松 1903 番 1 地先まで 杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2050 番 1 地先から 杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2040 番 14 地先まで	